

公益財団法人北海道農業公社
平成24年度 第2回入札監視委員会審議概要

開催日 平成24年10月25日(木)
場 所 公益財団法人北海道農業公社 5階会議室
委員長 伊藤 隆道 (弁護士)
委 員 井上 京 (北海道大学 准教授)
委 員 太田 武司 (公認会計士、税理士)

議事等

1 報告事項

- (1) 平成23年度発注工事等に関する審議結果について
- (2) 平成24年度現地調査について
- (3) 平成24年度上期(4月~9月)入札執行状況について
- (4) 平成24年度上期(4月~9月)入札結果等一覧及び抽出案件について

2 審議事項

- (1) 平成24年度上期(4月~9月)に関する抽出案件の審議について【総件数6件】

建設工事【制限付一般競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 別海西地区 第2工区
- イ 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 大成本別地区 第2工区

建設工事【工事希望型指名競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 本別地区 第3工区

建設工事【指名競争入札】

- ア 公社営農場リース事業 23猿払地区 第54工区

建設工事【随意契約】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 南後志地区 第3工区

委託業務【指名競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 大成本別地区 第3委託

【審議概要】

委員からの意見・質問等、それに対する回答・説明等の概要は次のとおり。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告資料2「平成24年度上期（4月～9月）入札執行状況について」の冒頭に、「制限付一般競争入札については・・・応札可能者数が20者以上となるように努めている」とあるが、表「平成24年度9月末現在の多様な入札制度に係る入札参加者等の状況」の中ではそれを確認することができない。応札可能者数が実際に20者以上となっているのかを確認をしたい。 <p>制限付一般競争入札</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議資料1-1の競争入札審査委員会審議資料・資格審査表に「企業評点」の項目があるが、何を意味するものか。 <ul style="list-style-type: none"> 本案件は、入札金額が低入札価格調査基準価格を下回ったとして調査を行なっている。安価に入札することのできた理由として4つの理由が掲げられているが、これは最低価格で入札した者の理由なのか。他の企業体も低入札価格調査基準価格を下回る入札をしているようだが、これら他の企業体もそれぞれ同じような理由なのか。また低入札価格調査は最低価格で入札した者のみについて行ったのか、それとも他の企業体についても調査しているのか。調査の内容や理由の詳細について伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 応札可能者数について、報告資料3「平成24年度上期（4月～9月）入札結果等一覧及び抽出案件について」に記載の制限付一般競争入札7件について説明します。こちらの7件においては、基本的には20者以上の応札可能者数を確保していますが、農業土木工事A等級・舗装工事A等級の分担施工方式を採用している工区では、農業土木工事については20者以上を確保しておりますが、舗装工事A等級については18者までしか確保することができませんでした。制限付一般競争入札実施要領の入札参加資格において、予定価格が5億円未満の場合は、地域要件といたしまして「北海道内に主たる営業所を有すること。」となっていることもあり、応札可能者数は18者で執行しております。 この企業評点は、企業が健全な経営活動を行っているかなど、信用調査会社が第三者機関として評価しているものです。 なお、この評点等により信用度の低下が見受けられる場合については、民事再生法等の申請がなされていないかどうかの確認を行うことがあります。 低入札価格調査としては、まず最低価格で入札した者に対して行っております。工事費内訳書については、支所において全ての入札参加者について徴収しておりますが、低入札価格調査の結果、最低価格での入札者が落札に至った場合においては他の者についての調査は行っておりません。 低入札価格調査の内容や、安価に入札することのできた理由について、その詳細を説明させていただきます。低入札価格調査では、入札金額に応じた工事費内訳書の提出を求めています。その工事費内訳書によりますと、予定価格との差額は6千4百万円で、そのうち諸経費で4千1百万円が削

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<ul style="list-style-type: none"> ・ TMRセンターにおける土木工事が比較的低入札価格調査の対象になりやすい傾向にあるとの説明があったが、積算基準等で何か予定価格が高くなるような要素はあるのか。 ・ 4者とも入札価格が比較的近似値である。これらは低入札価格調査基準価格の設定とも関連があるかもしれないが、工事内容等に係る技術的なものなど、それぞれ入札金額を低くできた何か共通のものがあるのか。 ・ このように、低入札価格調査の対象となった入札があった後に、次に同じような工事が発注された場合において、入札金額を低くできた理由に係る数値等を利用して積算することはないのか。 ・ それでは、予定価格と入札価格の乖離状態が続くということか。 	<p>減されておりますので、現場を管理する上で必要最低限の経費だけを計上し、利潤相当額については殆ど計上していない状況となっております。諸経費分を除いた他の2千3百万円については、バンカーサイロのプレキャスト擁壁や舗装工事での削減となっておりますが、こちらについては、以前に同様の製品の取扱実績があることや、地元のアスファルトプラントがあるといったことを理由として、安価に施工できるとしております。</p> <p>また、他の入札参加者についても低入札価格調査基準価格を下回っていることについては、TMRセンターにおける土木工事が比較的低入札価格調査の対象になりやすい傾向にあるようにも思われますが、各企業が工事内容、工事規模等を踏まえ、積極的に受注しようとする競争性の表れではないかと捉えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TMRセンターの土木工事ゆえに予定価格が高くなるような、特別な積算基準等は設けておりません。 ・ 各企業の舗装工事を分担する構成員については、全社道内に複数、舗装プラントを有しており、その地域性により入札金額を低くできたということは考えられます。 なお、技術的なものに関しては、工事費内訳書だけでは解りかねます。 ・ 低入札価格調査については、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的としており、その基準となる予定価格は適正であると考えております。 ・ 単価や歩掛りの見直しは常に行っておりますが、結果として、そういったことが続くこともあるかもしれません。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<p>指名競争入札（建設工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初、制限付一般競争入札で執行したが申請者が1者もなかったということであるが、このことについて何か原因があるのか。工事の内容に対して利潤が少ないとか、どのようなことが考えられるのか。 それぞれの入札された金額を見てみると、ほとんどの者が予定価格に近く、しかも金額の差が狭い範囲で入札されている。入札参加者が同じ地域の者で、入札手続き期間の短い指名競争入札の場合、談合の可能性も疑われるが、そのような情報は特になのか。 <p>随意契約（建設工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本案件については、当初、工事希望型指名競争入札により執行している。6者に技術資料提出依頼を行ったが、その結果技術資料を提出した者が1者しかなかったため随意契約に移行している。 一方で、審議資料4の第4回入札手続等検討委員会検討資料の中に、3者に見積依頼を行ったという記載があるが、これは入札事務手続きの何処の手続きに該当するのか。随意契約に移行しようとして、再度3者に見積もり依頼をしたということなのか、それら事務手続きの流れを説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の状況等も勘案しますと、本工事は新築工事ではなく、畜舎改修工事であり、小規模なわりに難易度も高く、積極的には入札参加申請がなされなかったことは想定されます。 そのような情報はありません。 本案件は予定価格を事前公表しており、畜舎改修工事は小規模なわりに難易度も高いといった状況等から、結果、予定価格付近での入札となった可能性は考えられます。 本案件においても入札辞退者がありますが、過去の畜舎改修工事における入札辞退理由の中には、配置予定技術者不足の他に予定価格と見積内容が合わないとして辞退している状況もあります。 審議資料4の第4回入札手続等検討委員会検討資料の中の3者に見積依頼を行ったという手続きは、工事希望型指名競争入札として手続きを進める以前の、設計段階での見積依頼になります。審議資料4の事務手続きフローで説明しますと、支所より執行伺書の提出が8月10日に提出されていますが、この3者へ見積依頼はそれ以前に支所において設計を行う段階で見積依頼を行ったものです。3者へ見積依頼を行いました。そのうちの1者からしか見積の提出がなかったという結果となりました。 次に、そのような状況を踏まえながらも、支所より入札を執り進めるべく執行伺書の提出があったのが8月10日になりますが、その後、本所工務管理課としては工事希望型指名競争入札の入札参加希望のある者のうち飼料混合調整給餌施設を希望する6者に対し技術資料の提出依頼を行いました。そのうち2者については設計見積を辞退している者ですが、設計見積を依頼していない者も含め、本当に取扱いがないのか、確認等を含め技術資料の提出依頼を行っております。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<p>指名競争入札（委託業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本委託業務に関しては、制限付一般競争入札により実施した工区の設計業務も含まれているとの説明があった。 <p>しかし、本委託業務の業務期間は平成24年5月18日から平成24年10月19日までとなっており、本年実施した建設工事の入札説明書の配布期間は平成24年7月3日からとなっている。委託業務期間中にその設計成果品が必要になったと考えられるが、その成果品等の取扱いについて確認したい。</p>	<p>その結果として技術資料の提出のあった者は、設計見積の提出のあった1者のみで、残りの5者については技術資料の提出はないという結果となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本委託業務については建築設計業務と土木設計業務の2種類があり、このうち本年実施した建設工事に関連するものは土木設計業務です。 <p>土木設計業務における成果品等の取扱いとしては、公社と受託者が締結した契約約款第31条（引渡し前における成果品の使用）に基づき、引渡し前においても成果品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができるものとなっており、平成24年6月15日付けで受託者から承諾を得て成果品等を使用し、実施設計を行っております。</p>

注) 一部重複する確認事項等については除くものとする。